

科学技術創造立国の実現に向けて、高等教育機関は、研究及び人材養成の両面において極めて重要な役割を果たす。大学等には、自ら厳しく変革し、その活動を一層高度化・活性化することが求められている。

### 1 「我が国の高等教育の将来像」(2頁～)

2015～2020年頃までを想定した我が国の高等教育の将来像(言わば「グランドデザイン」とそこに至るまでの中期的な施策の方向性(言わば「ロードマップ」)を示したもの。

### 2 大学における人材養成機能の充実・強化(5頁～)

大学は、「多様な知の創造と承継」を使命としており、近年、国立大学の法人化や公私立大学の設置認可の弾力化などの改革を行い、競争的環境の中で個性輝く大学作りに努めており、これらの改革を着実に実施していくことが必要(システム改革の段階から、各機関が新たなシステムの下で、教育・研究活動の活性化による成果を競い合う段階へ)。

国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあって、今後の高等教育機関への財政支援は、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせによること(デュアルサポート)が重要であり、欧米並みの水準を確保することが必要。

#### (1)世界最高水準の大学院の形成(9頁～)

世界最高水準の教育研究機能を持つ大学院としていくためには、教育機能の実質化、国際通用性・信頼性の向上を通じ、国際競争力の強化を図ることが重要。

#### (2)各高等教育機関の特色に応じた人材養成(22頁～)

各高等教育機関は、競争的環境の中で個々の学校の個性・特色を一層明確化し、それぞれが有する個性・特色に応じた人材養成機能を発揮していくことが重要。

### 3 その他の課題

- これまで、若手研究者自立や人材の流動性の向上、産学官連携の推進、大学等の施設整備などについて当委員会で審議。第7回以降基礎研究の推進、研究開発評価、大学の国際的活動の問題等について検討がなされる予定。

参考1 これまでの大学改革の取組(27頁～)

参考2 国立大学法人化等の運営システム改革(33頁～)

参考3 大学の質の保証と向上のための制度改革(38頁～)



# 1 「我が国の高等教育の将来像」<中央教育審議会 中間報告(H16.12.20) ホイット>

## 【趣旨】

2015 ~ 2020 年頃までを想定した我が国の高等教育の将来像（言わば「グランドデザイン」）とそこに至るまでの中期的な施策の方向性（言わば「ロードマップ」）を示す。

## 【基本的考え方】

21 世紀は「知識基盤社会」（knowledge-based society）の時代

高等教育は、個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要。

- ・ 世界各国（特にアジア近隣諸国）での高等教育改革の急速な進展。
- ・ 明治以来の我が国の教育は、今日の繁栄・発展の基礎として大きな成功。
- ・ しかし、戦後久しく、高等教育（特にその経済的基盤）に関する社会全体での議論が必ずしも活発だったとは言えない。

これまでは、国全体の経済発展と個人所得の動向へ依存。

今日では、高等教育の量と質について根本的な議論が不可避。

国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代

国は、将来にわたって高等教育につき責任を負うべき。

- ・ 高等教育の危機は社会の危機。
- ・ 新時代の高等教育による我が国社会の持続的な発展。

2007（平成 19）年には大学・短大の収容力（入学者数 / 志願者数）が 100 % に（従来の試算より 2 年前倒し）。

- ・ 18 歳人口は約 120 万人規模で推移。
- ・ 大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃。

「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行

- ・ 国の今後の役割は、高等教育のあるべき姿や方向性等の提示、制度的枠組みの設定・修正、質の保証システムの整備、高等教育機関・社会・学習者に対する各種の情報提供、財政支援等が中心。



# 1 「我が国の高等教育の将来像」<中央教育審議会 中間報告(H16.12.20) ポイント>

## 【将来像の主な内容】

### ：高等教育の量的変化の動向

- ・ 全体規模の面のみからすると、高等教育の量的側面での需要はほぼ充足。ユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつある。
- ・ 今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備(「ユニバーサル・アクセス」の実現)が重要な課題。
- ・ 経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要。

### ：高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

- ・ 新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種(大学・短大、高専、専門学校)ごとの役割・機能を踏まえた教育や研究を展開し、各学校ごとの個性・特色を一層明確化。
- ・ 各大学は、自らの選択により、緩やかに機能別に分化(個性・特色の表れ)。

世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携等)等

### ：高等教育の質の保証

- ・ 高等教育の量的側面での需要の充足、大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等による大学等の新設や量的拡大、高等教育の多様化の一層の進展につれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題。
- ・ 国による質の保証の仕組みと各機関の自主的努力が相まって信頼確保。
- ・ 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による質の保証。  
(設置認可、認証機関による第三者評価、自己点検・評価)
- ・ 評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用。

### ：高等教育機関の在り方

- ・ 大学は自主性・自律性とともにも公共的役割・社会的責任を担う。
- ・ 教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要。
- ・ 大学が人材育成と学術研究の両面で使命・役割をより積極的・効果的に果たすため、大学の教員組織の在り方について見直しを行う必要。



# 1 「我が国の高等教育の将来像」<中央教育審議会 中間報告(H16.12.20) ポイント>

## (大学)

学士課程...教養教育や専門教育等の在り方を総合的に見直して再構築  
また、多様で質の高い教育の展開のため、教養教育と専門基礎教育を  
中心に主専攻・副専攻を組み合わせた総合的教養教育型や専門教育完  
成型など様々な個性・特色を持つものに分化。

## (大学院)

大学院全体...課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化。  
修士課程・博士課程...体系的な教育課程の実施による充実。  
専門職学位課程...各種の専門職大学院の創設・拡充。

## (短期大学)

短期大学の課程...課程の修了を学位取得に結びつけるよう制度改正。

## (高等専門学校)

単位計算方法の改善。

## (専門学校)

一定の要件を満たす専門学校の卒業生への大学院入学資格の付与。

- ・ 国公立大学それぞれの特色ある発展と高等教育全体の活性化が重要。

### ：高等教育の発展を目指した社会の役割

- ・ 高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入に努める必要。
  - ・ 高等教育への公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要。 その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託をも踏まえつつ、国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要。
  - ・ 今後の財政的支援は、国内的・国際的な競争的環境の中で、各高等教育機関が持つ多様な機能(個性・特色)に応じた形にシフト。  
機関補助と個人補助の適切なバランス  
基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせ
- 多様な機能に応じた多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築  
国公私の特色ある発展、質の高い教育・研究に向けた適切な競争
- ・ 国、地方公共団体や産業界等を含めた社会全体での取組の重要性。

### 【中期的な施策の方向性】

将来像の主な内容( )を柱として、関連施策についての考え方を整理。



## 2 大学における人材養成機能の充実・強化

21世紀は「知識基盤社会」の時代といわれており、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は更なる発展のための両輪として不可欠なものである。この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育機関の側が自らを厳しく変革しつつ積極的に社会の発展に寄与するとともに、社会の側が積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。

高等教育の中核をなす大学は、学術の中心として深く真理を追求し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

大学が有するこうした特質を踏まえつつ、その使命を十全に果たすために、これまで約15年以上にわたって、大学改革を推進しており、

(ア)教育研究の高度化 - 大学院の量的整備、大学院制度の弾力化、専門職大学院制度の導入

(イ)高等教育の個性化 - 大学設置基準等改正によるカリキュラム編成の弾力化、責任ある授業運営と厳格な成績評価

(ウ)組織運営の活性化 - 自己点検・評価、外部評価の実施、大学設置認可手続きの簡素化・弾力化

などに取り組むとともに【図表1 - 1】【参考1】、特に、近年においては、

国立大学法人化等の運営システム改革 - 大学の自主性・自律性の一層の向上【参考2】

大学の質の保証と向上のための制度改革 - 認証評価制度の導入や公私立大学の設置認可の弾力化【参考3】

大学の国際競争力の強化 - 国公私立大学を通じた研究教育活動の重点的支援

知的財産戦略・産学官連携の推進 - 大学の研究成果に基づく知的財産の創造と組織的・戦略的活用

等の諸改革も実現してきており、これらの改革を着実に実施することにより、競争的環境の中で個性輝く大学づくりに努めている。【図表1 - 2】



## 2 大学における人材養成機能の充実・強化

一方、大学におけるこのような諸改革に基づき展開されている教育研究活動を更に充実させるためには、まず第一に

今後、我が国において、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。あわせて、民間資金の積極的導入を図る必要がある。

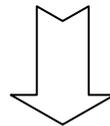
また、これまでの高等教育への国からの財政的支援の在り方については、

- (a) 国立学校特別会計や私学助成による機関運営経費の措置と助成
- (b) 科学研究費補助金や各種の委託研究費等の研究活動助成
- (c) 育英奨学等の学生支援経費

が中心であった。また、上記のような支援を引き続き行うとともに、

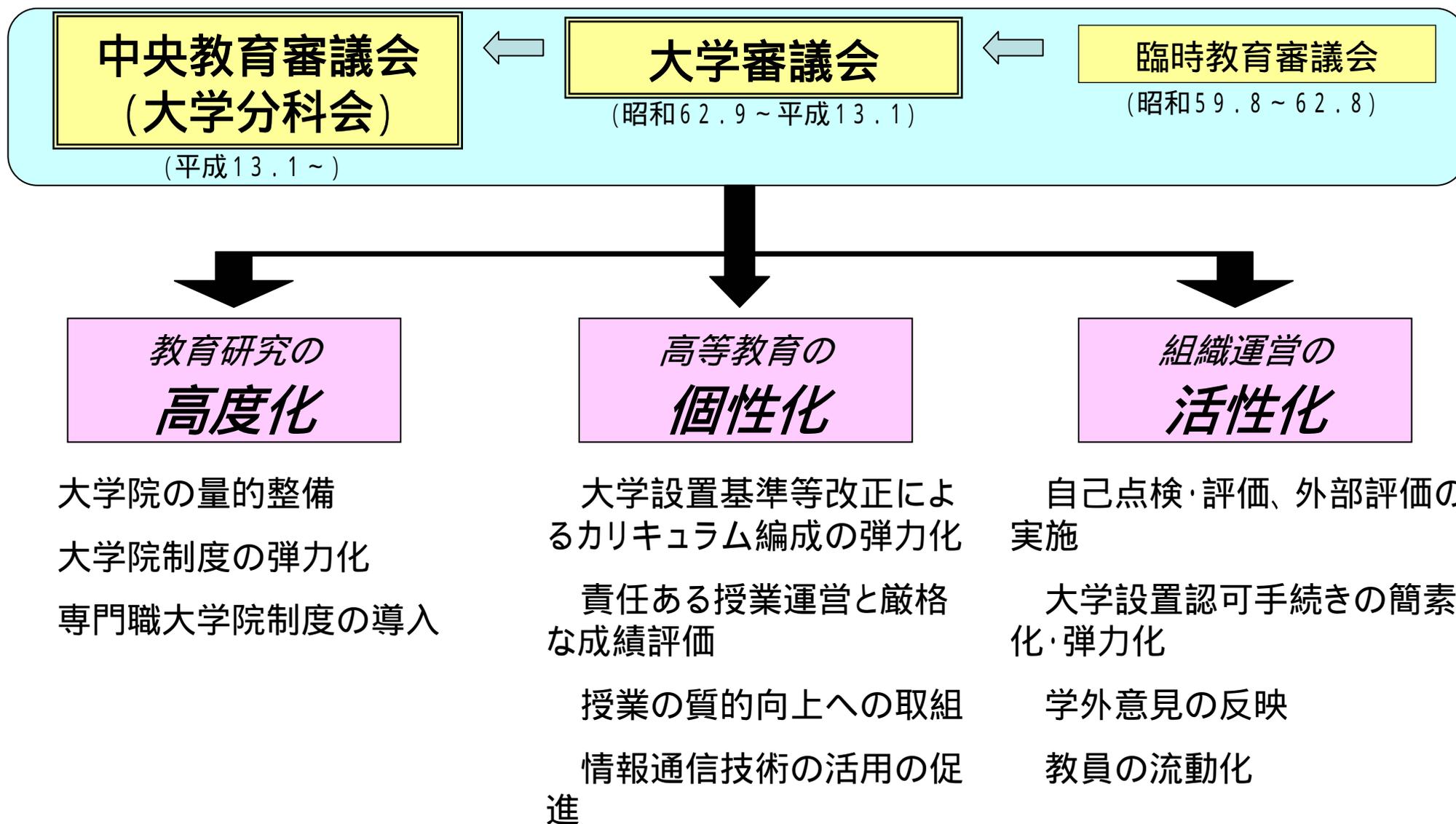
- (d) ((a)(b)の中間的な形態として)「21世紀COEプログラム」等の国公私を通じた競争的・重点的支援、競争的な研究資金の間接経費や国立大学法人に対する特別教育研究経費の措置
- (e) ((b)(c)の中間的な形態として)ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントへの支援、日本学術振興会特別研究員事業

等が行われるようになり、支援の形態の多様化が進められてきた。



今後の高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中であって、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形にシフトし、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分の有効な組み合わせによること(デュアル・サポート)が重要である。

図表1-1 大学改革のこれまでの取り組み





図表1 - 2 「知」の世紀をリードする大学改革～競争的環境の中で個性輝く大学づくり～

**国立大学の法人化等による運営システムの改革**

- 法人化により、大学の自主性・自律性を一層向上  
 民間的経営手法の導入によるトップマネジメントの実現  
 非公務員型による弾力的な人事システムの導入  
 情報公開、評価の徹底
- 学校法人制度の改善

**大学の質の保証と向上のための制度改革**

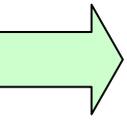
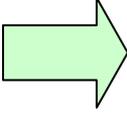
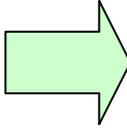
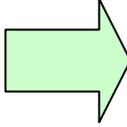
- 時代の要請に柔軟に対応した教育研究体制づくり
- 多様な評価機関による評価
- 大学の主体的な改善の促進

**大学の国際競争力の強化**

- 国公立大学を通じた研究教育活動の重点的支援
- 高度専門職業人の養成

**知的財産戦略・産学官連携の推進**

大学の研究成果に基づく知的財産の創造と組織的・戦略的活用、産学官連携の一層の推進



**H16年度から国立大学法人に移行**  
 ・89の国立大学法人が自主的・自律的に大学運営

**公立大学法人制度の創設(H16年度)**

**私立学校法の改正(H16年通常国会にて成立、H17年度から施行)**  
 ・理事会に関する規定の創設  
 ・財産目録等の情報公開の義務化

**第三者評価の導入(H16年度～)**  
 すべての国公立大学(約1200大学)が、定期的に認証 評価機関による評価を受け、改善に反映

**公私立大学の設置認可の弾力化(H15年度～)**  
 一定の学部等の改組につき、認可から届出へ  
 開設件数:212件(H14認可)  
 374件(H15認可(185件)・届出(189件)計)

**21世紀COEプログラム等の推進(H14年度～)**  
 これまでの採択実績:93大学274件

**法科大学院の開設(H16年度～)など専門職大学院の充実**  
 (H15年度)8大学(経営、公共政策、公衆衛生など)  
 H16年度は68大学に法科大学院を設置

**大学知的財産本部の整備(H15年度～)、研究成果の特許化の促進**  
 大学知的財産本部整備事業:43件(H15～)  
 TLOによる特許実施許諾件数(累積):20件(H11)  
 1237件(H16.3)

**大学発ベンチャー創出等の推進・強化**  
 大学発ベンチャー数:128社(H12.8) 916社(H16.8)  
 共同研究数(国立大):1139件(H3) 8023件(H15)



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 第2期基本計画のポイント

大学院においては、科学的な思考方法や研究の方法論を身に付けさせるための体系的な教育を通じて、論理的思考能力・実践的研究能力を養うとともに、コースワークの重視による教育研究指導を行い、自立して研究開発活動を行い得る能力の強化を目指した教育研究の高度化・多様化を推進する。

卓越した実績を上げることが期待される大学院や、教育研究上の新たな取組を行っている大学院に対し、客観的で公正な評価を行い、資源の重点的な配分を行うことにより、国際的に卓越した教育研究実績を期待できるような拠点の整備を行う。

これまでの大学院の研究科に加え、特定の分野で、国際的に通用する高度な専門性を備えた職業人を養成するための実践的教育を行う大学院の研究科、専攻の整備を促進する。

優秀な人材が経済的負担の心配なく大学院に進学できるよう博士課程学生への研究者養成の観点からの支援や奨学金などを充実する。特に研究者養成の観点からの支援については、支援を受けた研究者の研究能力の向上の観点から、その効果を評価する。

### 第2期基本計画の進捗状況

平成16年5月1日現在、大学院を置く大学は543、研究科数は1,507、在学者数は修士課程162,712人、博士課程73,446人、専門職学位課程7,866人である。〔在学者数は、過去10年間で約2倍〕

社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に特化した実践的な教育を行う新たな大学院として、専門職大学院制度を平成15年4月より新たに発足させたところであり、平成16年度には法科大学院をはじめとし、77大学に93の専攻が設置され、平成17年度開設のものとして、新たに26大学に29専攻が設置される予定。

国公立大学を通じて第三者評価に基づく競争原理により、世界的な研究教育拠点(大学院博士課程(後期)レベル)の形成を重点的に支援し、高度な人材養成機能も加味した国際競争力ある世界最高水準の大学づくりを推進するため、平成14年度より21世紀COEプログラムを開始した(93大学274拠点)。

学生への経済的支援については、特別研究員、TA、RAなどの給付型の支援制度を拡充した。また、日本学生支援機構の奨学金事業の貸与人数(大学院)は、この10年で約2倍の8.9万人となった。また、事業費(大学院)も年々増加し、平成16年度は1,041億円に達した。



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【文部科学省「大学(国立大学)の構造改革の方針」平成13年6月】

大学に第三者による競争原理を導入する。

- ・専門家・民間人が参画する第三者評価システムを導入
- ・評価結果を学生・企業・助成団体など国民、社会に全面公開
- ・評価結果に応じて資金を重点配分
- ・国公私を通じた競争的資金を拡充



【中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」平成14年8月】

国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たしていくため、現行の専門大学院制度を更に発展させ、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする新たな大学院制度を創設する必要がある。

【中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」平成16年12月】

我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

世界最高水準の質を誇る大学院教育の充実を図る観点から、国は、大学院教育の実質化のための将来計画を策定する等、集中的な取組を行い、大学の自主的かつ意欲的な計画に積極的な支援を行っていくことも検討すべきである。

高等教育を受ける意欲と能力を持つ者を経済的側面から援助するため、奨学金等の学生支援を充実することが重要である。



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

世界最高水準の大学院の形成のために、大学院の教育研究機能の強化が重要。

今後の大学院は、教育機能の実質化、国際通用性・信頼性の向上等を通じ、国際競争力の強化を図ることが重要な観点。

このため、

- 1) 課程制大学院制度(特に、博士課程)の教育方法・内容の充実(実質化)
  - 2) 高度専門職業人の養成機能の充実
  - 3) 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援の展開
- などを総合的かつ強力に推進することが必要。

### **大学院の教育研究機能の強化の基本的方向**

(大学院教育の在り方や機能強化については、中央教育審議会における審議を踏まえつつ、進めていく必要がある)

1. 大学院は、学校教育の最高段階の教育研究を行う場として、我が国が国際競争力をもって世界をリードし、また国際社会に貢献するための基盤となる高度な人材養成機能の中核を担うことが求められる。
2. これまで、大学の教育研究の高度化・個性化・活性化という観点から、大学院の量的整備、制度の弾力化などを行ってきたが、今後は、教育機能の実質化(教育内容・方法の充実)、国際通用性・信頼性の向上等を通じ、国際競争力の強化を図ることを重要な観点として、大学院の教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

### **大学院における教育研究の具体的な取組み**

#### **【教育機能の実質化、国際通用性・信頼性の向上】**

1. 大学院教育は、学部段階の教育(学士課程)からの課題探求能力の育成を重視した教育を基礎として、専攻分野に関する高度の専門的知識の修得に加え、国際的な場で活躍できる語学力はもとより、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークにより、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力(専門応用能力)を養うことが重要である。



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

2. このため、大学院における教育機能を重視し、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るよう、各大学院の課程の目的等を明確化した上で、教育の課程(修士・博士・専門職学位課程)の組織的展開の強化を図り、課程を構成する教員等により体系的な教育内容・方法を編成し、学位授与へと導くプロセス管理を徹底していくことが重要である。
3. また、平成15年度より専門職大学院制度が創設されたが、今後、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を有する人材が一層必要とされることから、社会的な要請や産業界のニーズを的確に把握しつつ、知的財産やMOTなど多様な分野での創設・拡充を推進するとともに、教育内容・方法の充実を積極的に支援することが重要である。また、この専門職大学院が、社会が求める高度で専門的な人材の養成を的確に行っていくためには、専門職大学院の質の保証の仕組みを整えていく必要がある。
4. 他方、企業、職能団体等においても、大学院教育に対する自らのニーズを明確化することや、実践的なインターンシップや長期的なインターンシップへの参画、産学連携による実践的な教育プログラムの開発など、大学の自主性を活かしつつ、積極的な取組が求められる。とりわけ、専門職大学院は、特定の職業を担う人材を養成するものであることにかんがみ、大学、企業、職能団体などが共同で基礎となる教育プログラムを策定・普及するなど、理論と実践を有機的に連携させた「プロセス」としての機能を強化していくことも必要である。
5. 大学院における研究者養成機能の充実・強化のためには、高度な研究環境を幅広く活用することが重要である。とりわけ、学術研究の中核的拠点である大学共同利用機関や、大学の研究面において重要な役割を果たしている附置研究所等との緊密な連携協力を促進する必要がある。

#### 【国際競争力の強化】

6. 国際競争力のある大学づくりを推進し、世界に伍する教育研究を積極的に展開するため、高度な学術研究の中で、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点支援を一層強力に推進することが重要である。



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

7. これについては、大学の構造改革全体の方向性の中での在り方、世界的な教育研究拠点(COE = 人材養成の場)の形成、国際的にも真に評価される拠点の確立、大学院教育の実質化の推進などの観点が重要であり、現在、国公立大学を通じて、世界的な拠点形成を重点的に支援する「21世紀COEプログラム」が展開されているが、このような観点から、5年後(平成19年度～)のいわゆる「ポストCOE」の計画を検討し、より充実・発展した形で具体化していく必要がある。

8. 大学院における教育研究活動を活性化し、若手の大学教員が、教授等になるためのキャリアパスについての見直しを持てるようにする観点から、各大学院において「新職」( )を積極的に活用するとともに、教育研究拠点の形成を通じた若手教員の活躍の場の確保、若手教員の競争的資金(研究費)の確保、「新職」をはじめとする若手大学教員のスタートアップも含めた教育研究活動のために必要な環境(研究費・設備の確保等)の整備、若手大学教員の研究スペースの確保等を図ることができるよう促進していく必要がある。

中央教育審議会大学分科会大学の教員組織の在り方に関する検討委員会において、新設することを提言する方向で検討中の新しい職。現在の助手のうち教育研究を主たる職務とし将来の大学教員又は研究者となることが期待される者に相応しい職を新設する方向で検討が進んでいるところ。

#### 【学生への経済的支援等】

9. 優秀な人材の博士課程進学のインセンティブを高めるため、博士課程在学者を対象とした支援の充実(特別研究員制度等フェローシップの充実、トレーニーシップ的なグラント(競争的な配分による教育・研究資金を通じた大学院生への経済的支援の強化)の導入など)を図る。

また、進路選択に当たって、大学院受験前等、可能な限り早期に経済的支援が保証されるような措置を講ずるなど、意欲ある学生が安心して進学できるようにすることなどの検討が必要。



## (1) 世界最高水準の大学院の形成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

10. 博士課程修了後のキャリアパスの多様化を促進するために、企業等においては、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を評価して人材の登用を行うなど、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置などの構造的改善に向けた努力が求められる。また、人材養成に関する大学と産業界等との対話・協議の場の設定や、企業の意欲的な取組の顕彰等を通じて、社会のニーズとのマッチングを図り、キャリアパスの多様化を促進していくことも重要である。

#### **大学院教育改革への総合的取組**

1. 大学院の教育研究機能の強化を図るにあたっては、以上の取組のほかに、大学院における教育研究指導の在り方や、課程の修了要件、教員組織の適切な在り方、施設・設備の整備を含めた財政基盤の充実などが相互に連係しており、総合的な取組みの視点が重要である。このため、世界最高水準の大学院を形成するため、例えば、大学院教育の実質化等のための集中的な取組計画を策定し、大学の自主的かつ意欲的な取組に積極的な支援を行っていくことも有効であると考えられる。



# 図表2 - 1 大学院の在学者数等の推移

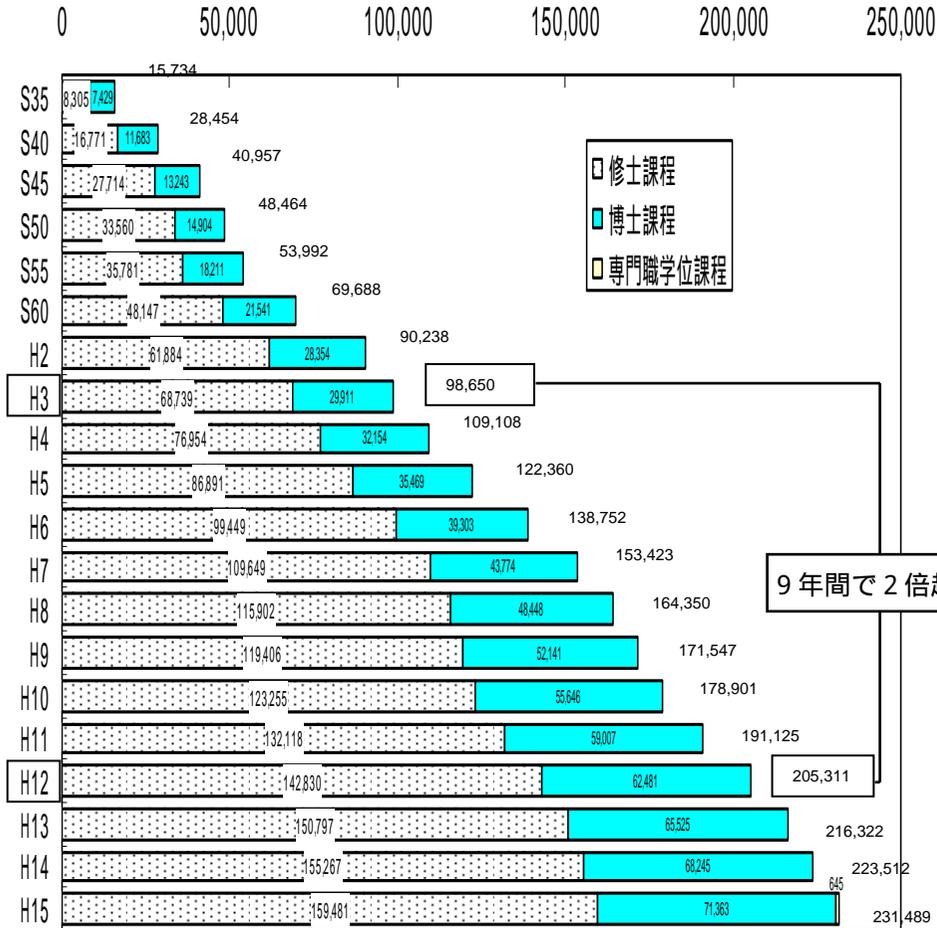
## 在学者の推移

(各年度5月1日現在)

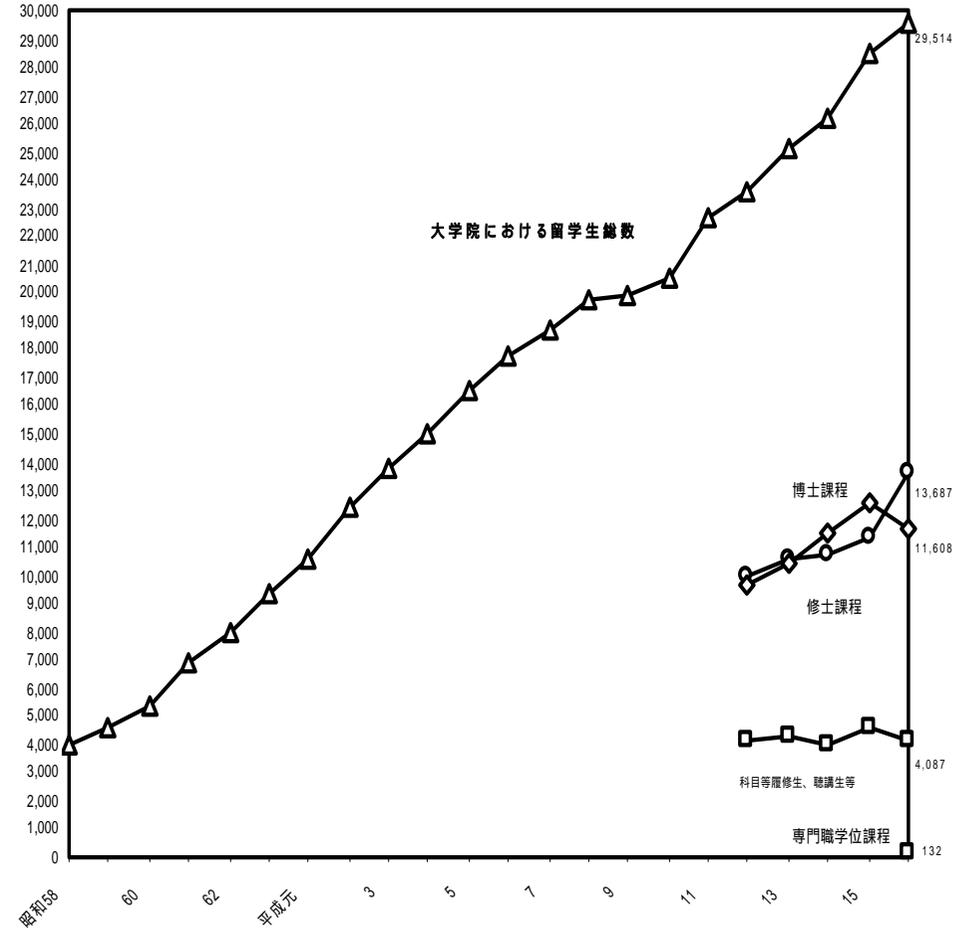
## 大学院における留学生数(在学者)の推移

(人)

(各年5月1日現在)



9年間で2倍超



\* 在学者数

「修士課程」: 修士課程、区分制博士課程(前期2年課程)及び5年一貫制博士課程(1、2年次)  
 「博士課程」: 区分制博士課程(後期3年課程)、医歯獣医学の博士課程及び5年一貫性博士課程(3~5年次)

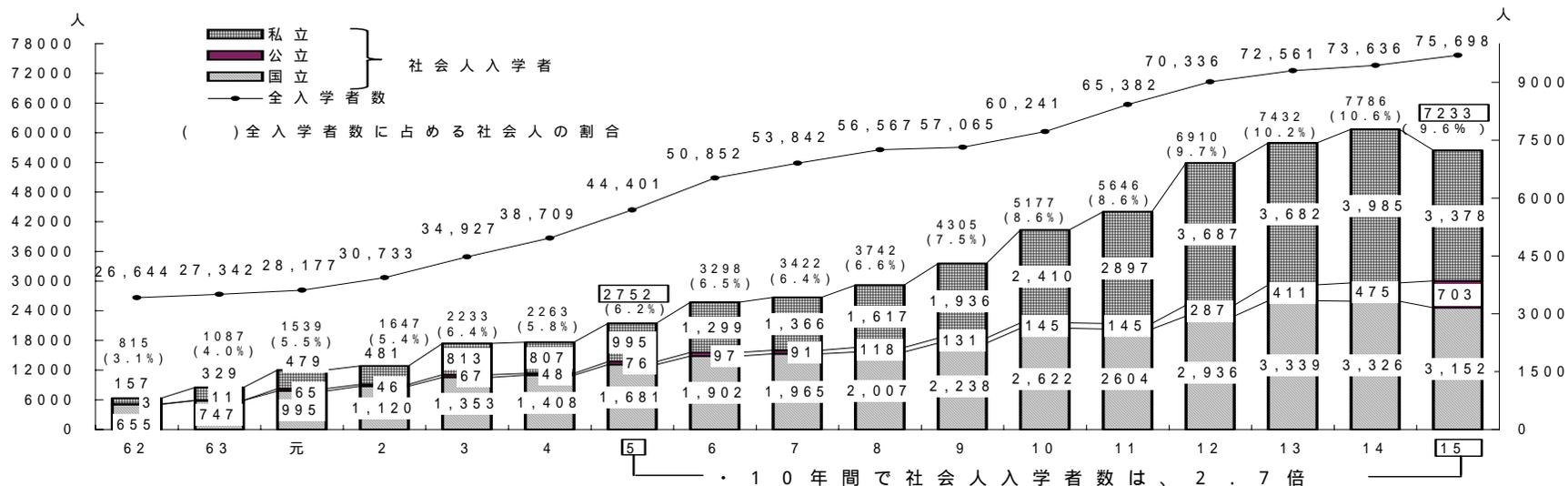
1 ここでは外国人留学生とは、我が国の大学院において教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。(年度)

2 専門職学位課程については、平成16年度から調査を開始した。

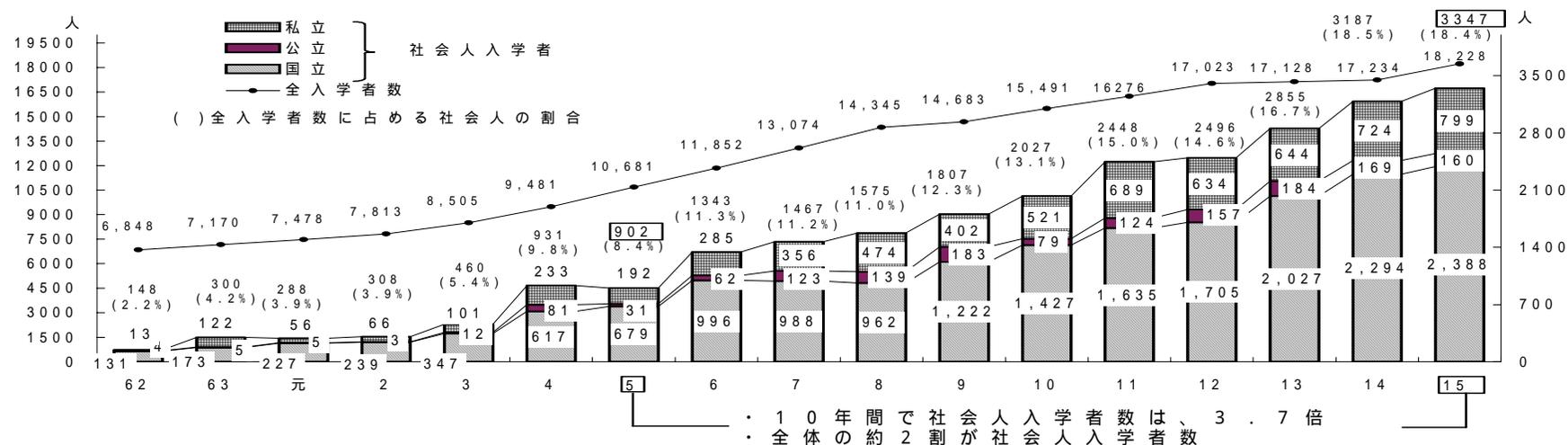


# 図表2 - 2 大学院における社会人の入学者等の推移

大学院修士課程への社会人の入学者数



大学院博士課程への社会人の入学者数



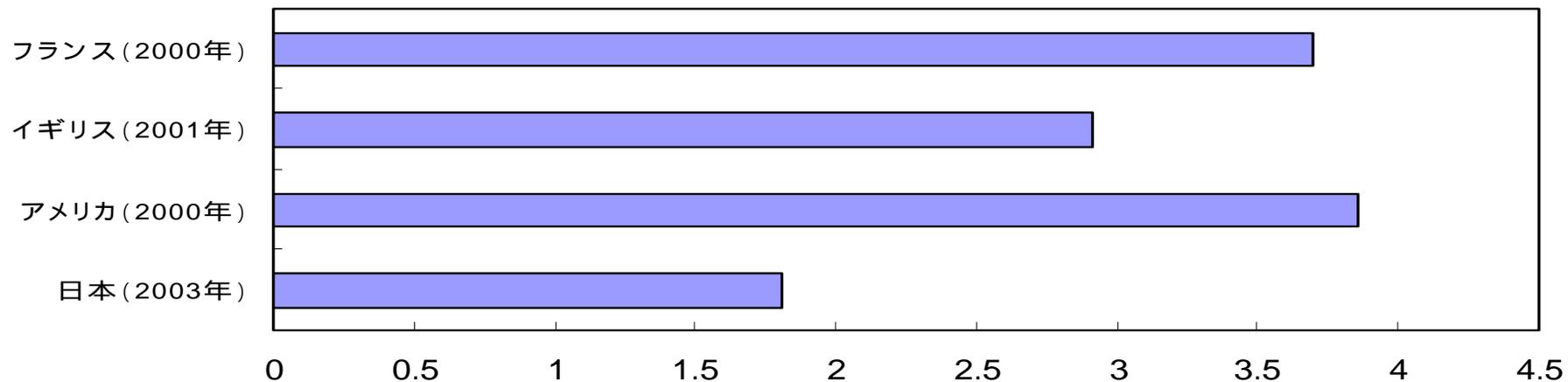
( 参 考 )

専門職学位課程への入学者数：平成15年度5724人、うち社会人500人(87.4%)

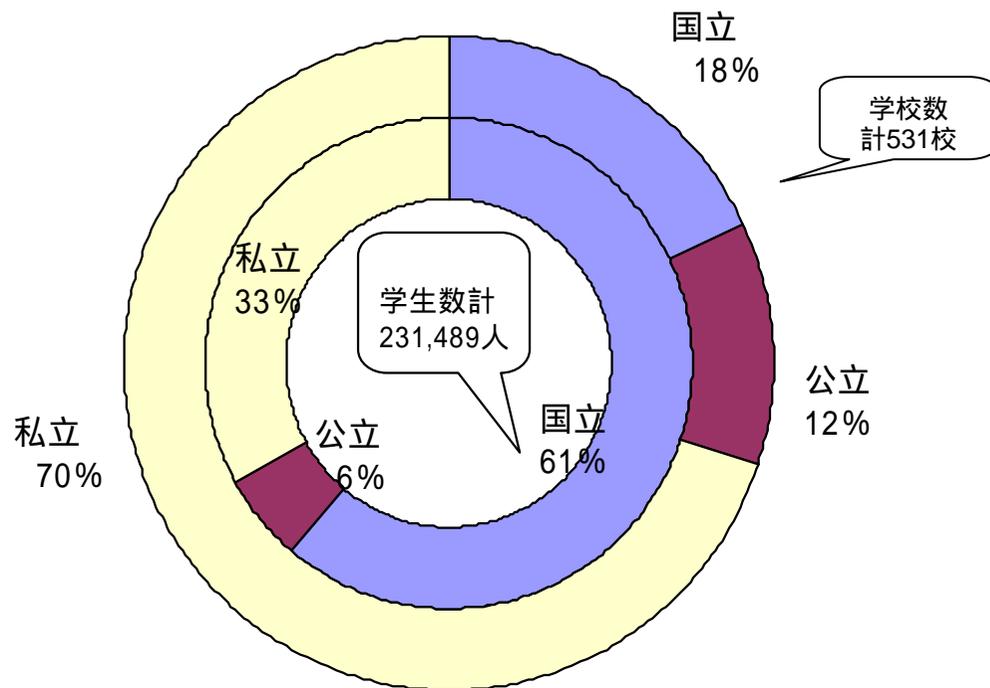


# 図表2 - 3 大学院の現状

大学院規模の国際比較(人口千人当たりの大学院学生数)



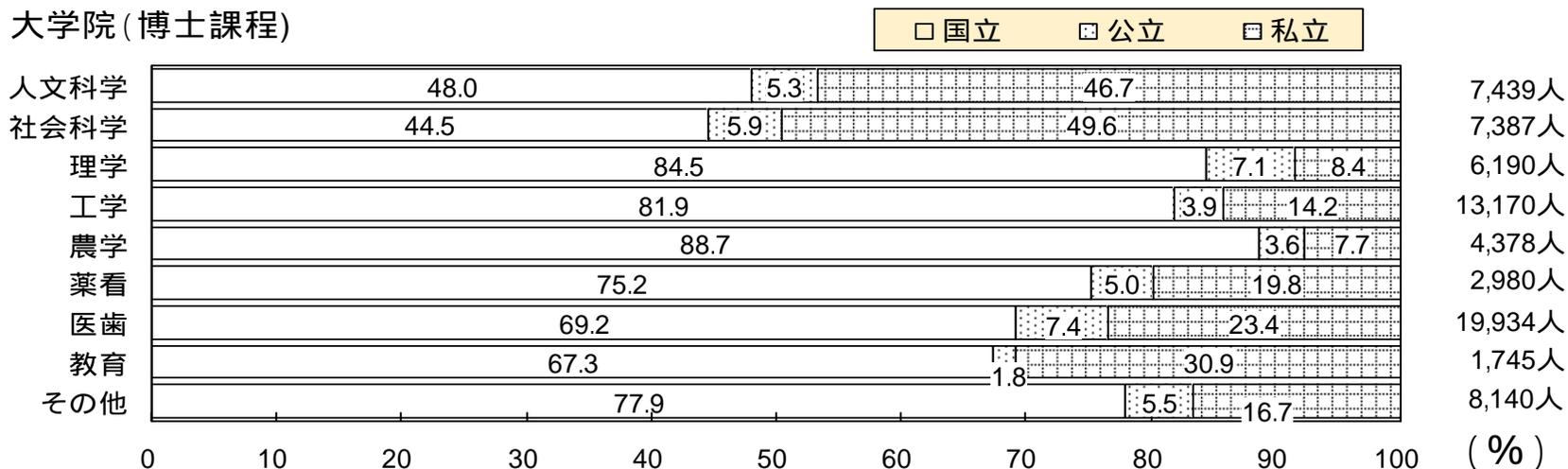
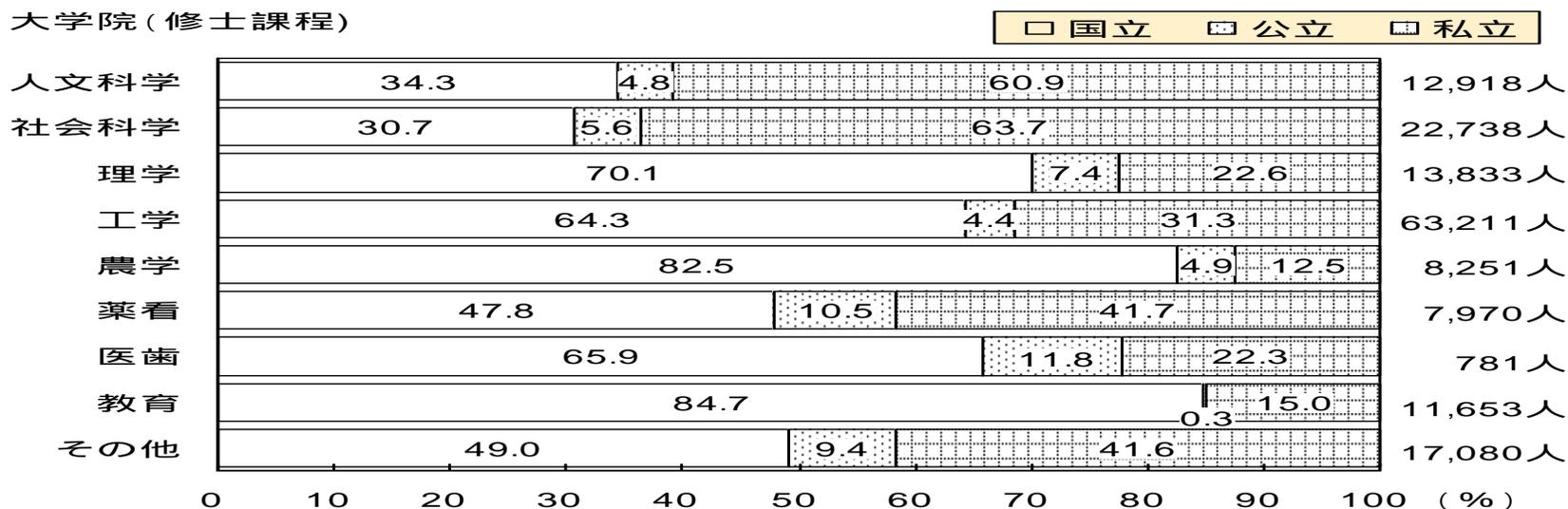
国公立別内訳





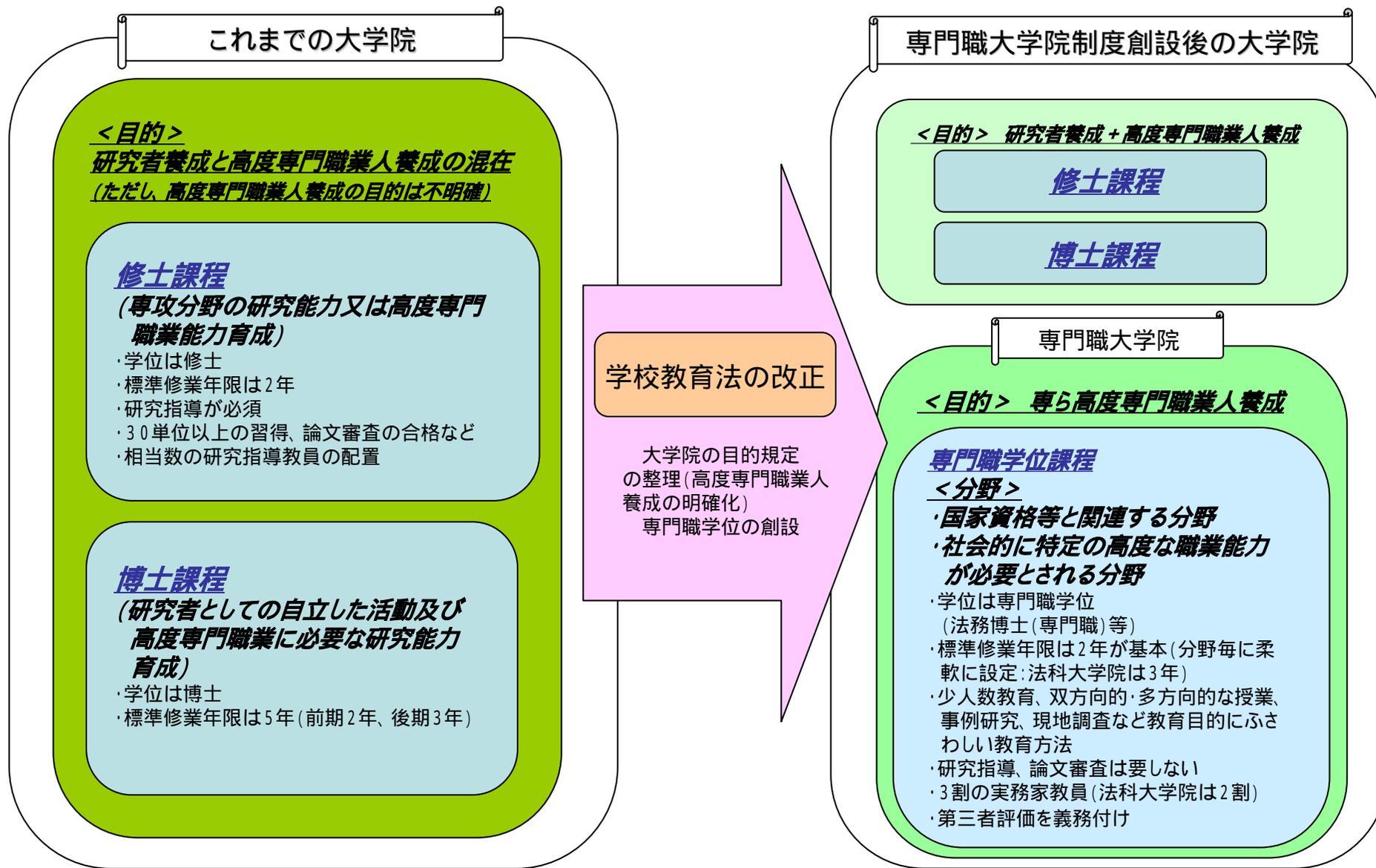
図表2 - 3 大学院の現状

(2) 在学者数の状況(分野別)





図表2 - 4 専門職大学院制度の創設





図表2 - 5 国公立大学を通じた競争的教育・研究支援(例)

区分	21世紀COEプログラム										
趣旨	<p>第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進。</p>										
概要	<p>主として研究上のポテンシャルの高い大学の研究教育拠点に対し、高度な人材育成機能も加味した、重点的支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象:大学院(博士課程)レベルの専攻</li> <li>・申請:学長を中心としたマネジメント体制の下、如何にして世界的な研究教育拠点に育成するかという大学としての戦略に基づき、学長から申請。</li> <li>・審査:日本学術振興会を中心に運営されている「21世紀COEプログラム委員会」(委員長:江崎 玲於奈 芝浦工業大学長)において第三者評価。</li> <li>・年次計画 :1件当たり年間1千万～5億円を5年間継続的に交付。事業開始2年経過後に中間評価、期間終了時に事後評価を実施。</li> </ul>										
採択実績	<p><b>93大学 274拠点</b></p> <table border="1" data-bbox="748 1147 1597 1455"> <tbody> <tr> <td data-bbox="748 1147 824 1251">14年度公募</td> <td data-bbox="824 1147 1384 1251">[生命科学]、[化学、材料化学]、[情報、電気、電子]、[人文科学]、[学際、複合、新領域]</td> <td data-bbox="1384 1147 1597 1251">(実績) ・申請163大学464件 ・採択 50大学113件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1251 824 1356">15年度公募</td> <td data-bbox="824 1251 1384 1356">[医学系]、[数学、物理学、地球科学]、[機械、土木、建築、その他工学]、[社会科学]、[学際、複合、新領域]</td> <td data-bbox="1384 1251 1597 1356">(実績) ・申請225大学611件 ・採択 56大学133件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1356 824 1455">16年度公募</td> <td data-bbox="824 1356 1384 1455">[革新的な学術分野]</td> <td data-bbox="1384 1356 1597 1455">(実績) ・申請186大学320件 ・採択 24大学 28件</td> </tr> </tbody> </table>		14年度公募	[生命科学]、[化学、材料化学]、[情報、電気、電子]、[人文科学]、[学際、複合、新領域]	(実績) ・申請163大学464件 ・採択 50大学113件	15年度公募	[医学系]、[数学、物理学、地球科学]、[機械、土木、建築、その他工学]、[社会科学]、[学際、複合、新領域]	(実績) ・申請225大学611件 ・採択 56大学133件	16年度公募	[革新的な学術分野]	(実績) ・申請186大学320件 ・採択 24大学 28件
14年度公募	[生命科学]、[化学、材料化学]、[情報、電気、電子]、[人文科学]、[学際、複合、新領域]	(実績) ・申請163大学464件 ・採択 50大学113件									
15年度公募	[医学系]、[数学、物理学、地球科学]、[機械、土木、建築、その他工学]、[社会科学]、[学際、複合、新領域]	(実績) ・申請225大学611件 ・採択 56大学133件									
16年度公募	[革新的な学術分野]	(実績) ・申請186大学320件 ・採択 24大学 28件									



図表2 - 6 大学院学生に対する主な経済的支援(フェローシップ、奨学金など)

		給付型				貸与型	
区分	フェローシップ*	ティーチング・アシスタント(TA)		リサーチ・アシスタント(RA)		奨学金	(参考) 授業料免除
		国立大学	私立大学	国立大学	私立大学		
制度等	特別研究員事業 (独立行政法人日本学術振興会)	国立学校特別会計(H15年度以前) 運営費交付金(H16年度以降)	私立大学等経常費補助金	国立学校特別会計(H15年度以前) 運営費交付金(H16年度以降)	私立大学等経常費 補助金	奨学金事業 (独立行政法人日本学生支援機構)	授業料免除制度 (国立大学)
		21世紀COEプログラム、競争的研究資金					
予算額	7,559百万円(16年度)	4,414百万円(15年度)	1,400百万円(15年度)	1,843百万円 (15年度)	600百万円 (15年度)	1,041億円 (16年度)	-
支援対象	博士課程(後期)	修士課程、博士課程(後期) 博士課程(後期)	修士課程、博士課程(後期) 博士課程(後期)	博士課程(後期) 博士課程(後期)	博士課程(後期) 博士課程(後期)	修士課程 専門職学位課程 博士課程(後期)	修士課程 専門職学位課程 博士課程(後期)
支援 人数	博士 (16年度、数値は予算員数) (4%)	9,281人 (15年度、数値は予算員数) (1.3%)	7,271人 (15年度、数値は予算員数) (1.0%)	4,267人 (15年度、数値は予算員数) (6%)	469人 (15年度、数値は予算員数) (1%)	27,444人 (16年度、数値は予算員数) (3.7%)	/
			1,153人(15年度見込み) (2%)				
	/	4,384人 (平成15年度、数値は予算員数) (3%)	1,213人 (15年度、数値は予算員数) (1%)	/	/		/

\* 1) 支援人数欄の( )内のパーセンテージは、平成16年度の支援対象の課程在学者全体における支援人数の割合を表したものである。(参考: 修士課程 162,713人、専門職学位課程 7,866人、博士課程 73,447人(平成16年度学校基本調査速報))  
2) 各種経済的支援が学生に供給されている場合がある。(特別研究員制度と奨学金の供給を除く。)

【参考】米国における大学院学生に対する主要援助措置の状況(2001(平成13年)年、科学及び工学分野のみ、フルタイム学生のみ)

区分	フェローシップ*	トレーニング*	ティーチング・アシスタント(TA)	リサーチ・アシスタント(RA)	その他支援	自己負担
支援人数	32,176人 (9%)	14,155人 (4%)	67,992人 (19%)	99,724人 (28%)	23,884人 (7%)	117,184人 (33%)

出典: NSF, Science&Engineering Indicator-2004, Appendix table 2-15

\* トレーニング …… 特定の教育プログラムを援助するために国が大学に一括して支出する資金(ブロック・グラント)のこと。国は、大学からの申請に応じて対象となる大学を選考し、大学はこの資金を原資として、さらに個別の優秀な学生を選考する。



## (2) 各高等教育機関の特色に応じた人材養成

### 第2期基本計画のポイント

各大学においては、学部段階から一貫して課題探求能力の育成を重視した教育を進めるとともに、先端的・独創的教育研究の拠点としての大学院の整備・高度化の一層の推進を図ることにより、教育と研究の両面にわたって質的充実を図り、国際的にも魅力と競争力を高めていくことが望まれる。

大学学部、短期大学の教育においては、教養教育の理念・目標の実現のためのカリキュラム改革と全学的な実施・運営体制の整備を行い、科学技術の急速な進展にも対応した教養教育の充実を図る。また、専門教育については基礎・基本を重視しつつ、学生が主体的に課題を探求し、解決するための基礎となる能力を育成するよう、教育方法の改善等を推進する。

高等専門学校においては、科学技術の高度化や産業構造の変化等の社会のニーズに対応するため、教育内容の充実、専攻科の整備、学科の改編・整備等を推進する。

### 第2期基本計画の進捗状況

大学におけるカリキュラム改革の具体的内容として、科目区分の見直し、専門教育・教養教育とも4年間を通じて履修できる「くさび型教育課程」の導入、必修・選択の見直し、単位計算の見直し、コース制の導入、卒業要件単位数の見直し等が行われている。

授業の質を高めるためにシラバスを作成している大学は年々増加しており、平成14年度は669大学(約97%)、1,676学部(約97%)がシラバスを作成している。

大学教育の改善に関する種々の特色ある優れた取組を選定し、社会に広く情報提供する取組(「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP(グット・プラクティス))」)を平成15年度から、現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP(グット・プラクティス))を平成16年から開始した。

平成15年度現在、高等専門学校における専攻科の設置状況は44校(35校)である。(括弧は平成13年度)



## (2) 各高等教育機関の特色に応じた人材養成

### 中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」平成16年12月】

学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組み合わせを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

新たに構築されるべき「教養教育」は、学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。

近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」として捉えていくべき時代となっているものと考えられる。

産・官・政といったセクターの人材戦略が高等教育機関の人材養成に与える影響は大きいものがあり、研究面にとどまらず人材養成面でも十分な産学官連携が求められる。

短期大学の課程の機能としては、教養教育と実務教育が結合した専門的職業教育、より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向を勘案すれば、との機能は事実上一体化して重要性を増しており、の機能は更に充実が望まれる状況にあると考えられる。

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。



## (2) 各高等教育機関の特色に応じた人材養成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

今後、高等教育機関は、各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種の中においても、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

各高等教育機関はそれぞれが有する個性や特色に応じた人材養成機能を発揮していくことが重要であり、そのための支援方策として、国としては、

・大学においては、インターンシップをはじめとする産学官連携を活用した人材養成を含め、特色ある大学教育へのきめ細やかな支援

・高専においては、実践的・創造的技術者等の養成という教育目的を明確にした技術者教育の充実などを積極的に進める必要がある。

#### **特色ある大学教育へのきめ細やかな支援**

- 1 各大学は、その個性や特色を明確化していく観点から、例えば、課題探求能力をはぐくむために、教養教育の充実や、教養教育と専門教育の有機的連携の確保など、その人材養成の目的に応じた特色あるカリキュラムの構築、教育方法の改善に取り組んでいくことが必要である。また、これらの特色ある教育取組みについては、広く社会に情報提供することで、その普及を図っていくことも重要である。



## (2) 各高等教育機関の特色に応じた人材養成

### 第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

- 2 このような各大学の取組みを積極的に支援するため、国公私立大学を通じた競争的な環境の下での財政支援を充実する必要がある。
- 3 また、我が国の科学技術や産業を先導する高度な研究者・技術者を育成するため、大学院等において修得する理論を現実の課題に適応することで、問題を自ら設定し、解決できる能力を涵養する新たな人材育成システムの開発・推進が必要である。このため、インターンシップをはじめとする産学連携を活用した人材育成システムの再構築を図る。
- 4 (教員や事務職員の別を問わず)法務・財務、労務管理、病院経営、入学者選抜、学生生活支援、産学官連携・技術移転等の分野で活躍する専門的人材の内部育成や外部登用を支援し、大学運営に関して幅広く厚みのある人材層の形成を図る。このことにより、大学における事務処理の業務の高度化を推進するとともに、事務組織と教員組織との連携協力の関係を確立する。

#### **高等専門学校における技術者養成機能の充実**

高等専門学校においては、5年一貫による実践的な専門教育機関としての特色を活かし、「ものづくり」基盤技術等を支える中核技術者教育を推進する。特に、国立高等専門学校の独立行政法人化による一元化を契機として、各高専間の相互補完・連携を一層推進するとともに、全国的視点から中核技術者に求められる実践的教育カリキュラム等の検討や、各地域の個性・特色に根ざした「地域密着型」連携協力の推進を図る。



図表3 国公立大学を通じた競争的教育・研究支援(例)

区分	特色ある大学教育支援プログラム(特色GP(グッド・プラクティス))	現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP(グッド・プラクティス))																																																																			
趣旨	<p>大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れた取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、継続的な財政支援を行い、高等教育の活性化を促進。</p>	<p>各種審議会等からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応した取組の中から、特に優れた取組を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の更なる活性化を推進。</p>																																																																			
概要	<p>大学教育改革において、各大学が現在まで継続し、実績をあげている特色ある優れた取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 大学・短期大学</li> <li>・申請: 各大学・短期大学の教育目的に沿った特色ある組織的なものであって、実績をあげている取組について1件を学長から応募。</li> <li>・審査: 財団法人大学基準協会を中心に運営されている「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会」(委員長: 絹川 正吉 前国際基督教大学長)において第三者評価。</li> </ul>	<p>各大学等が、テーマの目的等に沿って確実な計画のもとに新たな大学教育改革を図る、我が国の大学教育改革に資する教育プロジェクトを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 大学・短期大学  <small>テーマによっては大学院や高等専門学校を含む。</small></li> <li>・申請: 各大学等は、社会的要請の強い政策課題に対応し設定された6テーマのうち、原則1件を学長から申請。</li> <li>・審査: 有識者・専門家等で構成される「現代的教育ニーズ取組選定委員会」(委員長: 荻上 紘一 大学評価・学位授与機構教授)において公正に審査。</li> </ul>																																																																			
採択実績	<p><b>平成15年度 80件、平成16年度 58件</b></p> <table border="1" data-bbox="338 1086 1167 1278"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>テーマ1</th> <th>テーマ2</th> <th>テーマ3</th> <th>テーマ4</th> <th>テーマ5</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15年度 公募</td> <td>申請件数</td> <td>139</td> <td>243</td> <td>131</td> <td>58</td> <td>92</td> <td>1</td> <td>664</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>16</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16年度 公募</td> <td>申請件数</td> <td>99</td> <td>156</td> <td>102</td> <td>64</td> <td>113</td> <td>0</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="338 1286 1144 1437" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>募集テーマ例は以下の通り。            テーマ1: 主として総合的取組に関するテーマ            テーマ2: 主として教育課程の工夫改善に関するテーマ            テーマ3: 主として教育方法の工夫改善に関するテーマ            テーマ4: 主として学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ            テーマ5: 主として大学と地域社会との連携の工夫改善に関するテーマ</p> </div>	区分	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4	テーマ5	その他	計	15年度 公募	申請件数	139	243	131	58	92	1	664	採択件数	16	29	14	9	12	0	80	16年度 公募	申請件数	99	156	102	64	113	0	534	採択件数	11	17	11	7	12	0	58	<p><b>平成16年度 86件</b></p> <table border="1" data-bbox="1205 1086 2114 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>テーマ1</th> <th>テーマ2</th> <th>テーマ3</th> <th>テーマ4</th> <th>テーマ5</th> <th>テーマ6</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">16年度 公募</td> <td>申請件数</td> <td>246</td> <td>22</td> <td>74</td> <td>38</td> <td>71</td> <td>108</td> <td>559</td> </tr> <tr> <td>選定件数</td> <td>36</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1216 1246 2101 1437" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>募集テーマは以下の通り。            テーマ1: 地域活性化への貢献            テーマ2: 知的財産関連教育の推進            テーマ3: 仕事で英語が使える日本人の育成            テーマ4: 他大学との統合・連携による教育機能の強化            テーマ5: 人材交流による産学連携教育            テーマ6: ITを活用した実践的遠隔教育(e-Learning)</p> </div>	区分	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4	テーマ5	テーマ6	計	16年度 公募	申請件数	246	22	74	38	71	108	559	選定件数	36	5	13	6	11	15	86
区分	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4	テーマ5	その他	計																																																														
15年度 公募	申請件数	139	243	131	58	92	1	664																																																													
	採択件数	16	29	14	9	12	0	80																																																													
16年度 公募	申請件数	99	156	102	64	113	0	534																																																													
	採択件数	11	17	11	7	12	0	58																																																													
区分	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4	テーマ5	テーマ6	計																																																														
16年度 公募	申請件数	246	22	74	38	71	108	559																																																													
	選定件数	36	5	13	6	11	15	86																																																													



## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

### 教育研究の高度化(大学院の高度化)

#### ● 教育研究の質的向上

- 体系的教育課程の編成
- 学部から独立した教員組織の整備
- 大学院の教育研究基盤(施設・設備など)の整備
- 評価に基づく重点的整備(各種予算措置に導入)

(国立)

・国立大学等施設緊急整備5か年計画の実施、高度化推進特別経費、大学院最先端設備費の措置

(私立)

・私立大学教育研究高度化推進特別補助  
・私立大学学術研究高度化推進事業制度

#### ● 多様な形態の大学院の整備

- 独立大学院(学部をおかない大学院大学 昭和51年) 12大学(国4、公1、私7)(16.4.1)
- 連合大学院(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科) 9大学10研究科(16.4.1)
- 連携大学院 92大学175研究科(15.5.1)

(例)筑波大学(武田薬品工業株式会社ほか)

東京理科大(NTT(株)ほか)

東京工業大学((株)日立製作所ほか)

#### ● 大学院学生の処遇改善

- 奨学金の改善
- 経済的支援 TA 5,814百万円(H15)、RA 2,443百万円(H15)  
予算額は国立学校特別会計及び私学助成

独立研究科(15.4.1)

国 35大学 80研究科

公 4大学 4研究科

私 25大学 36研究科

#### ● 世界的研究教育拠点の形成支援

- 21世紀COEプログラム



## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

教育研究の高度化(専門職業人養成の強化)

### ・社会人の受入れ

#### － 短期修了, 長期履修

例: 修士課程の短期修了 36大学290人(平成13年度)

長期履修学生制度を導入 28大学(平成14年度)

#### － 夜間大学院(22大学(平成16年度))

#### － サテライト教室(73大学(正規授業)(平成15年度))

#### － 通信制大学院

修士課程: 17校, 23研究科, 40専攻(平成16年度)

博士課程: 5校, 7研究科, 7専攻(平成16年度)

### ・専門職大学院制度の創設(平成15年～)

(法科大学院が68大学で開講、他にも経営など22大学)



## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

### 高等教育の個性化(課題探求能力の育成)

- **入学者選抜の改善**
  - 学生受入れ方針(アドミッションポリシー)の明確化
  - AO入試(国立:17大学、公立4大学、私立316大学)
- **責任ある授業運営と厳格な成績評価**
  - 授業概要(シラバス)の明示, 個別指導(オフィスアワーなど)の充実
  - GPA制度(学部:146校,大学院:26校)(平成14年度実績)
  - 履修指導(場合により退学勧告含む)
- **学生による授業評価** (194校で実施)(平成14年度実績)
- **インターンシップの充実**
- **教授能力開発(ファカルティ・デベロップメント)**

AO入試: 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する方法

GPA制: GPA制度: 授業科目ごとの成績評価を例えば5段階(A、B、C、D、E)で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度

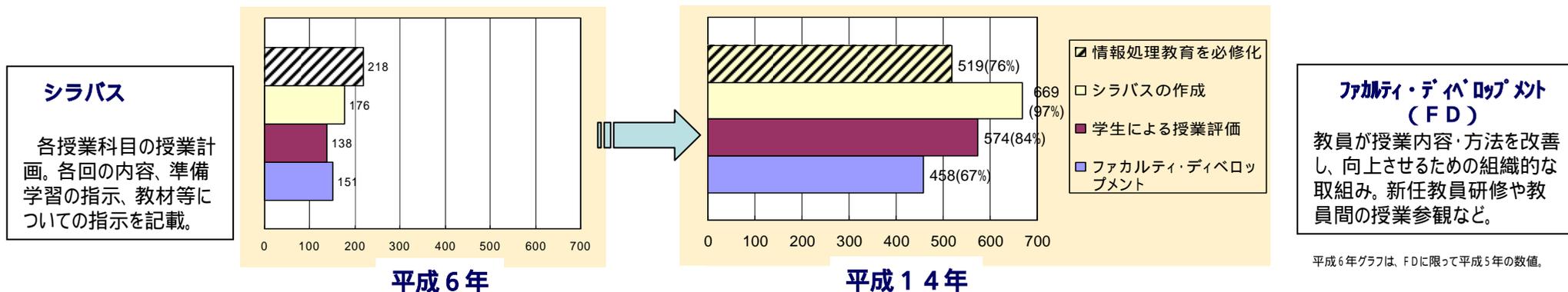


## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

### 高等教育の個性化(大学における教育機能の充実)

平成3年に大学設置基準を改正し、大学のカリキュラム編成について、各大学の自主性が一層拡大された。それ以降、各大学においては、教育内容・方法改善に関する種々の取組が不断に進められている。

#### <大学教育内容・方法の改善に関する取組の実施状況(実施大学数)>



平成15年から、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供することによって、各大学及び教員のインセンティブとなるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的として、「**特色ある大学教育支援プログラム(特色GP(グッド・プラクティス))**」を実施。

#### <特色ある大学教育支援プログラム事例集よりその取組の一例>

##### 九州大学「21世紀プログラム」

- ・「専門性の高いゼネラリスト」の養成
- ・既存の学部学科の枠組みを超えて、学部横断的に教育課程を履修
- ・学生自身が専門教育の加付プログラムを編成し、それを少人数体制によりサポート
- ・プログラム独自科目による有機的な結合・相互作用

##### 会津大学「先進的コンピュータ理工学教育」

- ・教員の国際公募(半数近い外国人教員)
- ・入学初年度から高度な研究分野へ触れる機会を提供する課外プロジェクトの設定
- ・4年間にわたる英語教育、英語による専門科目の授業

##### 武蔵工業大学「国内外の地域に密着した実践的環境教育」

- ・エコロジカルキャンパスとISO14001による環境教育
- ・横浜市・市民とのパートナーシップによる地域の水辺改善
- ・オーストラリア・中国におけるフィールド研修プログラム



## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

### 高等教育の個性化(設置基準の大綱化による個性輝く大学づくり)

- **カリキュラム編成の弾力化**

(科目区分の見直し、必修・選択の見直し等カリキュラム改革を551大学(全大学の約81%)、1345学部(全学部の約78%)で実施済)(平成11~14年度)

- **教員資格の拡大**(各界の実務家の登用拡大)

- **単位互換, 学外での学修の単位化**

(他大学との単位互換: 442大学(約66%)で実施、外国大学との単位互換、専門学校の学修を単位認定: 207大学(約31%)、英検等合格を単位認定: 192大学(約29%)(平成13年度))

- **飛び入学**(学部: 2大学10人(平成16年度入学者)、大学院: 38大学170人(平成15年度入学者))、**9月入学**(4月以外の入学者受入122大学(約18%))

- **長期履修学生制度**(平成14年度~: 導入ないし検討中142大学(約21%))

- **インターネット等遠隔授業の導入**

(遠隔教育関連設備を整備済: 233大学(約34%)(平成14年度実績))

- **設置認可の弾力化**

- 審査手続きの簡素化、審査期間の短縮(近年、逐次実施)

- 準則主義, 届出制の大幅導入(平成15年度~)

(組織改編: 例年200件 374件、うち189件が届出(平成15年度))

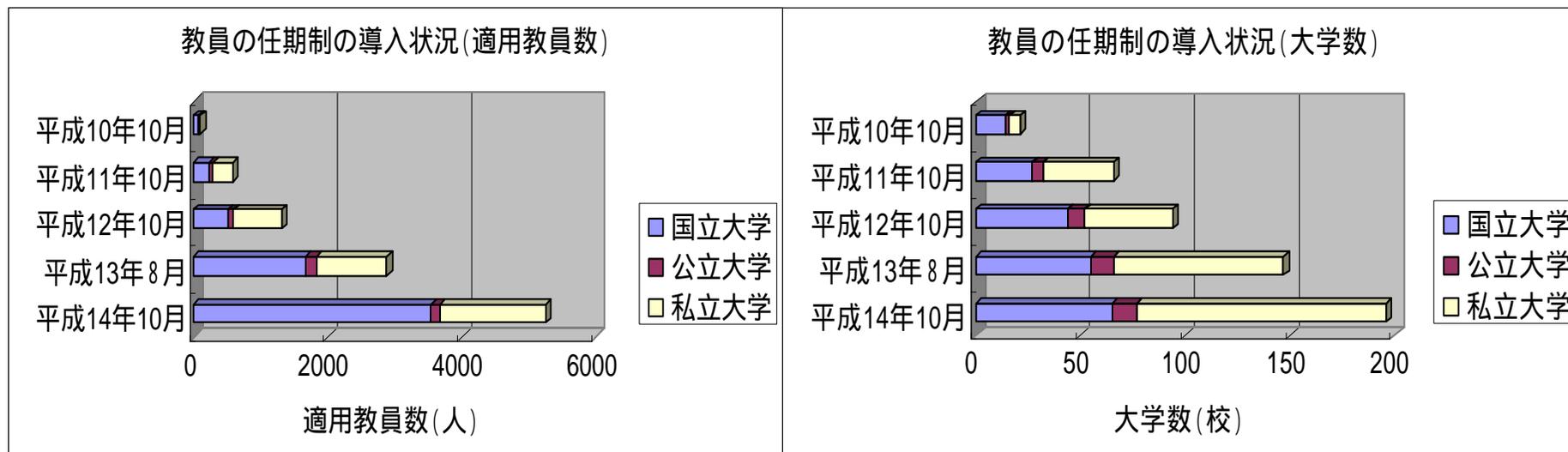


## 【参考1】 これまでの大学改革の取組

### 組織運営の活性化(教員の流動化)

#### 任期制の普及:

- ・大学の教員等の任期に関する法律制定。任期制の導入



- ・国立大学法人化で加速

89大学中86大学の中期計画に記載

#### 公募の普及

外国人教員の任用 (5,206人(本務者、H13年))

自校出身比率約34%



## 【参考2】 国立大学法人化等の運営システム改革

### 第2期基本計画のポイント

大学の自主性・自律性を拡大し、主体的・機動的な運営ができるよう更に制度面の改善を進めるとともに、各大学においてこうした制度面での改善を実際の大学運営や教員の意識改革につなげ、大学改革をより実効性あるものとしていくことが期待される。

国立大学については、法人化に関する検討が進められており、組織運営体制の強化等により、学長等がリーダーシップを発揮し、自律的な運営ができるよう一層の改革を進める。

公立大学については、地域における高等教育機会の提供と地域発展のための研究への貢献が求められており、教育研究機能の一層の強化を図り、各大学が特色ある発展を目指す。

私立大学は、主体性を生かしつつ、教育研究水準の一層の向上を図る必要がある。このため、私立大学については、大学院の充実など教育研究機能を強化する観点から、重点的配分を基調として助成の充実を図るとともに、多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行う。

大学等においては、広範な分野で、優れた研究者・技術者等の人材養成と一体になって基礎研究を推進する必要がある。

組織編制の弾力化等により、各大学が、経済や社会の情勢の変化をも見通しそれに自律的・機動的に対応しつつ教育研究機能を一層高めることが必要である。

研究に関し、優れた助教授・助手が教授から独立して活躍することができるよう、制度改正も視野に入れつつ、助教授・助手の位置付けの見直しを図る。

### 第2期基本計画の進捗状況

平成15年通常国会において「国立大学法人法」等関連6法案が成立し、平成16年4月から国立大学法人等へ移行した。

公立大学についても地方独立行政法人法の施行(平成16年4月)より、法人化による自律的・弾力的な運営を可能とする。

私立大学については、私立学校法の一部改正(平成16年通常国会)により、学校法人の管理運営制度の改善が図られることとなった。(平成17年4月施行)

「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を創設し、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行うなどとして、私学助成の充実を図った。また、受託研究収入の非課税化など、私学関係税制の整備を図った。

中央教育審議会大学分科会に「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」を設置し、助教授・助手等の若手の研究者が独立して研究を行うことができるようにする観点から職の在り方等について検討を行っている。



## 【参考2】 国立大学法人化等の運営システム改革

中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人』像について」 平成14年3月】

国立大学の法人化とは、各大学等が、競争的環境の中で切磋琢磨することで活性化し、能力・個性を最大限に発揮できるよう、国と国立大学等と社会との三者の適切な関係を樹立し、各大学等において自主的・自律的で活力ある運営体制を確立するための改革である。

【中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」 平成14年8月】

国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会「学校法人制度の改善方策について」 平成15年10月】

私立学校が今後とも健全な発展を続け、公教育の担い手として社会の要請に十分に応えていくためには、私立学校法の精神を維持しつつ、学校法人の公共性を一層高めるとともに、自主的・自律的に管理運営を行う機能を強化するなど、時代の変化に対応して必要な見直しを行っていくことが重要な課題となってきた。

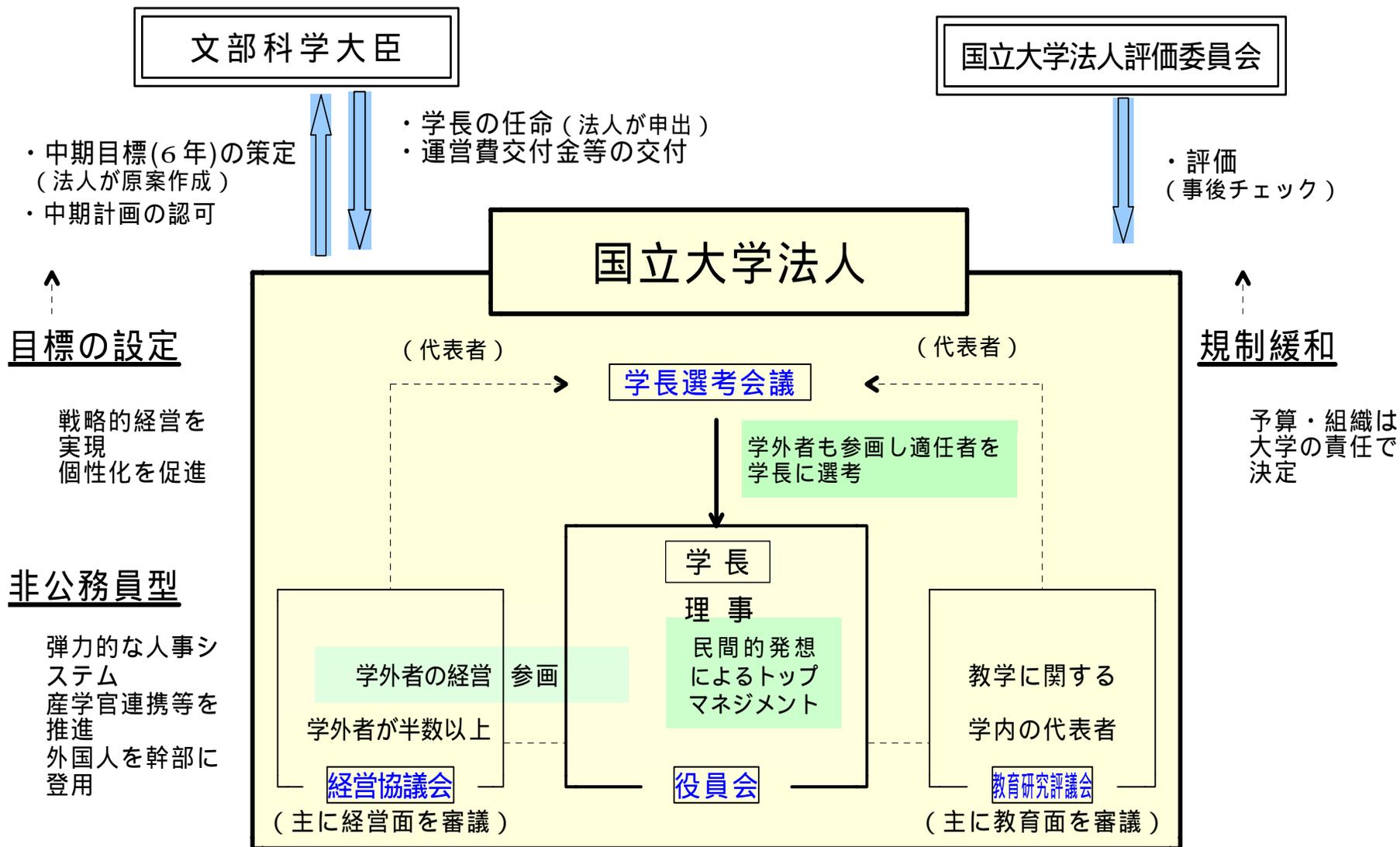
【中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」 平成16年12月】

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等が、各学校種ごとに、それぞれの位置づけや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種の中においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

高等教育機関のうち、大学は、全体として 世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の全てではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を保有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方が即ち各大学の個性・特色の表れとなる。



図表4 - 1 国立大学法人の仕組み





図表4 - 2 各国立大学法人の取組

法人化を契機に、各大学は意欲的な取組みを積極的に展開

教育・研究機能の強化

- ・退学勧告等の厳しい成績評価による学生の質の確保 (信州大学ほか)
- ・学生、卒業生、就職先等による教育効果の検証 (高知大学ほか)
- ・MOT、コンテンツ、観光など新たな分野の人材養成へ  
(東京農工大学、東京芸術大学、山口大学)
- ・大学の個性や社会のニーズに対応した研究に重点化  
例) 食の安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究 (帯広畜産大学)  
十和田湖や三陸沖についての地震予知研究 (弘前大学) 等
- ・プロジェクト研究の公開発表を行い第三者評価を受ける (愛媛大学)
- ・科研費採択50%増 (琉球大学)

機動的・戦略的な経営体制、非公務員化による弾力的な人事システム

- ・学長裁量による戦略的なポスト、予算配分 (東京大学、和歌山大学ほか)
- ・企業人を幹部職員に採用 (東京大学、埼玉大学)
- ・外国人を理事に採用 (東北大学、神戸大学)
- ・学部横断型の研究組織を学長の下に設置 (琉球大学)
- ・教員の一部に年俸制の導入 (大阪大学)
- ・全ての教員職を対象に任期制を実施 (北見工業大学)

地域再生への貢献、産学連携の促進

- ・地域貢献のための組織を設置 (広島大学、大阪教育大学ほか)
- ・ベンチャー相談室等を設置 (小樽商科大学、山形大学ほか)

切磋琢磨する中で国際競争力のある大学へ  
「知の時代」をリードし社会の発展を支える大学へ

学 生

学生や社会の要請に応じた柔軟な学科編成  
就職支援など学生生活全般できめ細かなサービス展開

学 問

世界を主導する先端的・独創的な研究を重点的に展開  
社会ニーズに応じた教育研究の推進

産 業

柔軟な人事制度による産学官連携の拡大  
TLOへの出資による技術移転促進により新たな産業の創出

地 域

地域の知的拠点として自治体と連携 (研究、人材育成)  
地元産業界と連携し地域再生の核として貢献



図表4 - 3 私立学校法の一部を改正する法律の概要 (H16.5.12 公布、H17.4.1 施行)

### 改正の趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化を行うとともに、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行う。

### 改正の概要

#### (1) 学校法人における管理運営制度の改善

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

#### (2) 財務情報の公開

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧を義務付ける。

#### (3) 私立学校審議会の構成の見直し

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。



## 【参考3】 大学の質の保証と向上のための制度改革

### 第2期基本計画のポイント

各大学において、厳格な自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動や組織運営の改革に具体的に反映していくことが求められる。

### 第2期基本計画の進捗状況

自己点検・評価を実施している大学は631大学(全大学の92%)、うち評価結果を公表しているのは611大学(89%)、また、第三者評価機関による評価を実施しているのは282大学(41%)。(平成14年10月現在)

学生による授業評価を実施している大学は574大学(全大学の84%)、そのうち194大学(28%)で授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取組みを行っている。

教員が授業内容・方法を見直し、向上させるための組織的な取組みであるファカルティ・ディベロップメントを実施している大学は、年々増加しており、平成14年度現在、458大学(約67%)の大学が実施している。

国立大学法人は、自らの理念及び長期目標を実現する1つのステップとして6年間の中期目標及び中期計画を策定し、その達成状況に関して自己点検・評価を行うことを基本としつつ、国立大学法人評価委員会による評価を受けることとされている。

大学の質の向上に資することを目的として、全ての国公立大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による評価を受ける制度が導入された。この制度は、評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものである。



## 【参考3】 大学の質の保証と向上のための制度改革

### 中央教育審議会大学分科会等におけるこれまでの提言

【国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人像』について」平成14年3月】

国立大学法人に対する評価制度は、大学運営の自主性・自律性や教育研究の専門性を尊重しつつ、評価により、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

各大学においては、評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに、自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用する。

【中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」平成14年8月】

国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

【中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像(中間報告)」平成16年12月】

高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。特に、一定の事前評価は必要であるとの観点から、設置認可制度について、我が国の高等教育の質の保証の仕組み全体の中での位置付けを一層明確化し、的確に運用すべきである。また、事後評価に関しては、認証機関による評価のシステムを速やかに整え、社会の負託に十分応える効果的なものとなるよう発展・充実させていくべきである。



図表5 大学の質の保証システム

【基本的な考え方】 一定の事前評価は必要 設置認可制度の位置づけの更なる明確化と的確な運用  
認証評価は事後評価の中核 認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証

